

山陽小野田市農業委員会

第 1 7 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 6 年 1 1 月 1 1 日午後 2 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	5	田 中 覺
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦

4. 欠席委員

	4	森 田 祐 三
	1 3	國 吉 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 73号 農地法第3条 権利の移動

議案第 74号 農地法第4条 転用

議案第 75号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 76号 現況証明願い

報告第 28号 水田埋立畑地造成事前申出について

議案第 77号 農用地利用集積計画について

議案第 78号 農用地利用集積等促進計画(配分)の案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 伊與木 登

事務局次長 藤 上 尚 美

7. 議会の概要

議長	定刻になりましたので、只今より第 17 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。 （起立、礼、着席） 本日の欠席委員は森田委員、國吉委員です。 それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。 本日の議事録署名は 6 番相本委員と 7 番中島委員にお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第 73 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
局長	事務局の説明を求めます。 今月の農地法第 3 条の許可申請は 6 件です。 議案第 73 号番号 49 について議案書をもとに説明いたします。 3 ページをご覧ください。 申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する農用地区域内農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 4 ページをご覧ください。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 11 月 5 日に事務局 2 名と森田委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。 周辺の状況は、北側が道路、南側が水路、西側が田、東側が山林となっていました。 申請地の状況は、保全管理中でした。 譲渡人は高齢のため、耕作ができないため譲渡するそうです。 譲受人は 0.2ha を耕作中で、トラクターや軽トラックなどの農業機材も揃っており、耕作可能です。 以上の事から特に問題ないと思います。 報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 73 号番号 49 に賛成の方の挙手を求めます。

局長	(全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 50 について事務局の説明を求めます。 議案第 73 号番号 50 について議案書をもとに説明いたします。 5 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■へ約 ■■■ k mに位置する第 3 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 6 ページをご覧ください。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、北側が宅地、その他 3 面は農地や雑種地に囲まれています。 申請地の状況は、保全管理中でした。 譲渡人は、維持管理が困難なことから譲渡するそうです。 譲受人は造園工事等で芝生が必要となるため、芝生を栽培するとのことです。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 73 号番号 50 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手)
局長	全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 51 について事務局の説明を求めます。 議案第 73 号番号 51 について議案書をもとに説明いたします。 7 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■へ約 ■■■ k mに位置する第 3 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 8 ページをご覧ください。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、北側が宅地と雑種地、東側が道路、南側と西側に田が

ありました。

申請地の状況は、保全管理中でした。

譲渡人は、農業を辞めるため譲渡するそうです。

譲受人は、実家が所有している田と隣接しているため、購入するそうです。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、譲受人は県外の住所になっていますが、問題ありませんか。

局長 譲受人は県外ですが、実家がこの近辺にあり、申請地の隣地の土地を所有しているため、問題はないと思います。

議長 分かりました。

他に質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 73 号番号 51 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 52 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 73 号番号 52 について議案書をもとに説明いたします。

9 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 10 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、南側と西側が道路、北側と東側が宅地でした。

申請地の状況は、果樹が植えてありました。

譲渡人は高齢のため、維持管理が困難なことから譲渡するそうです。

譲受人は 0.1ha を耕作中で、自宅からも近く、農業機械も揃っていることから耕作可能だと判断されます。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

	議案第 73 号番号 52 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 53 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 73 号番号 53 について議案書をもとに説明いたします。 11 ページをご覧ください。 申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する第 1 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 12 ページをご覧ください。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長	先の案件と同様に譲受人が県外在住のようですが、大丈夫でしょうか。
局長	譲受人は現在 2 年後に退職を控えており、その際にこちらに戻ってきて農業をするとのことでした。退職までは週 1 回程度こちらに通いながら開墾するとのことでした。
議長	分かりました。 次に現地調査報告をお願いします。
2 番	現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、北側が田で、その他は道路に囲まれていました。 申請地の状況は、両方とも草地でしたが、3674 の一部が藪になっていました。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 73 号番号 53 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 54 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 73 号番号 54 について議案書をもとに説明いたします。 13 ページをご覧ください。 申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する第 1 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 14 ページをご覧ください。

議長
2 番

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側が宅地、南側が田、東側が道路でした。

申請地の状況は、保全管理中でした。

譲渡人は譲受人からの要望を受け、譲渡するそうです。

譲受人は約 30 a を耕作しており、耕作機械等も揃っていることから耕作可能であると思います。

また、[REDACTED] ですが、譲受人が購入して既に住んでいるとのこと。

議長

以上で現地報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 73 号番号 54 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 74 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

局長

事務局の説明を求めます。

今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。

議案第 74 号番号 9 について議案書をもとに説明いたします。

16 ページをご覧ください。

申請地は、[REDACTED] から [REDACTED] へ約 [REDACTED] k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は 17 ページ、土地利用図は 18 ページをご覧ください。

議長
2 番

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側が畑、東側が田、西側と南側が宅地でした。

申請地の状況は、既に駐車場として利用されており、違反転用の状態となっておりますので、始末書が提出されています。

雨水処理に関しては自然流下で道路側溝へ排水します。

申請地への進入路の位置は図面西側です。

	境界については畦畔等で確認できていますが、南側の宅地との境界に関しては、駐車場として一体利用されており、はっきりとは確認できておりません。
	以上の事から特に問題ないと思います。
	これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。
	無いようでしたらこれより採決に入ります。
	議案第 74 号番号 9 に賛成の方の挙手を求めます。
	(全委員挙手)
	全員賛成により原案どおり承認することといたします。
	次に議案第 75 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。
	事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第 5 条の許可申請は 11 件です。
	議案第 75 号番号 92 について議案書をもとに説明いたします。
	22 ページをご覧ください。
	申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
	申請内容は下表のとおりです。
	公図は 23 ページ、土地利用図は 24 ページをご覧ください。
	本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
2 番	現地の報告をさせていただきます。
	周辺の状況は、北側と西側が道路、南側がアパート、東側が雑種地となっています。
	申請地の状況は、果樹がまばらに植えてある畑となっています。
	雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。
	污水に関しては公共下水に接続します。
	埋立法面の処理は、L 型擁壁でモルタル吹付けとなっています。
	申請地への進入路の位置は図面北側からで、幅員は 8 m です。
	境界については測量杭で確認しています。
	以上の事から特に問題ないと思います。
	これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。
	無いようでしたらこれより採決に入ります。

局長	議案第 75 号番号 92 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 93 について事務局の説明を求めます。 議案第 75 号番号 93 について議案書をもとに説明いたします。 27 ページをご覧ください。
	申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 28 ページ、土地利用図は 29 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、東側が道路、その他は宅地に囲まれています。 西側の畑については、以前アパートを建設するということで申請が出ており、現在建設中です。 申請地の状況は、果樹耕作中でした。 雨水処理に関しては、自然流下で、道路側溝へ排水します。 汚水に関しては公共下水で処理します。 埋立法面の処理は、ブロック積みとなっています。 申請地への進入路の位置は、図面東側です。 境界に関しては既設構造物、畦畔で確認できています。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無ければ私から質問ですが、この建ぺい率を求める際は、一体利用地も含めて計算するのでしょうか。 (事務局 正式発言ではないが肯定した。) 分かりました。 ほかに質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 75 号番号 93 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 94 及び番号 95 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長	議案第 75 号番号 94 及び番号 95 について、議案書をもとに一括して説明いたします。 33 ページをご覧ください。 申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は、33 ページの下表及び 36 ページの下表のとおりです。 公図は 34 ページ及び 37 ページ、土地利用図は 35 ページ及び 38 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 まず番号 94 から説明させていただきます。 周辺の状況は、北側に水路、東側は休耕田、南側と西側は田となっていました。 続いて番号 95 の周辺の状況は、[] の方の北側が宅地と田、西側が宅地、東側が田、南側は田と通路になっています。 申請地の状況は、2 件とも休耕田となっていました。 雨水処理に関しては自然流下で農業用排水路に排水します。 汚水に関しては発生しません。 埋立法面の処理は埋立を行わないのでありません。 申請地への進入路の位置は、図面西側からで、幅員は 2m です。 境界に関しては、畦畔と境界杭で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無ければ私から質問ですが、個人名を出すのはあまり好ましくないとは思いますが、[] さんは体調が悪いのでしょうか。ここは以前 3 条で取得した土地だと思うのですが。
局長	申請の際に来局されましたが、体調が悪いような感じではありませんでした。
議長	わかりました。 ほかに質問はありませんか。 (挙手あり) どうぞ。
5 番	[] さんがここを購入されてからちょうど 2 年が経過していますが、

	取得後 2 年で他の用途にできるんですね。
局長 5 番 議長	この 4 月から 2 耕作の縛りが撤廃されました。 分かりました。 ほかに質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 75 号番号 94 及び番号 95 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 96 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 75 号番号 96 について議案書をもとに説明いたします。 39 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 40 ページ、土地利用図は 41 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、北側が道路で、南側が水路、東側が集合住宅、西側が休耕田でした。 申請地の状況は休耕田で、保全管理中でした。 雨水処理に関しては、自然流下で道路側溝へ排水します。 污水に関しては発生しません。 埋立法面の処理は、土羽となっています。 申請地への進入路の位置は、図面北側で、幅員は 5 m です。 境界に関しては既設構造物で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 75 号番号 96 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 97 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 75 号番号 97 について議案書をもとに説明いたします。

42 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■へ約■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は43 ページ、土地利用図は44 ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長
2 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側と東側が荒廃した田、西側が道路で南側が太陽光発電施設となっていました。

申請地の状況は、草地でした。

雨水処理に関しては、自然流下で農業用排水路に排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は、図面西側です。

境界に関しては、既設構造物や畦畔で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第75号番号97に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号98について事務局の説明を求めます。

局長

議案第75号番号98について議案書をもとに説明いたします。

45 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■へ約■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は46 ページ、土地利用図は47 ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長
2 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側と南側が山林、西側は休耕田、東側が田でした。

議長

1 番

局長

1 1 番

議長

これで報告を終わります。

(挙手あり)

ひとつ前の案件とこの案件、両方とも 1000 m²未満ぎりぎりになっていますが、開発除けのために意図的にしているのですか。

意図的ではなく、今回の案件では偶然土地の面積が 1000 m²未満なのだと思います。

ほかに質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 75 号番号 98 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 99 及び番号 100 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長

議案第 75 号番号 99 及び番号 100 について、議案書をもとに一括して説明いたします。

48 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、48 ページの下表及び 51 ページの下表のとおりです。

公図は 49 ページ及び 52 ページ、土地利用図は 50 ページ及び 53 ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

2 番

まず番号 99 について、現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側と東側は畑で、XXXXXXXXXXは法面になっていました。その向こう側に道路がありました。南側は宅地になってい

ました。

申請地の状況は保全管理中でした。

雨水処理に関しては自然流下です。

進入路の位置は図面東側です。

境界に関しては、既設構造物、畦畔で確認できています。

続きまして番号 100 について説明いたします。

周辺の状況は、北側が道路で東側が宅地、西側と南側が畑となっていました。

申請地の状況は保全管理中の畑となっていました。

雨水処理に関しては、自然流下で道路側溝へ排水します。

污水に関しては発生しません。

埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は図面北側で、幅員は 3 m です。

境界に関しては、既設構造物と畦畔で確認しました。

工事完了後には現況復旧されるそうです。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

何か質問はありませんか。

質問がなければ私から質問ですが、工事用道路は現況に復旧されることですが、管理するときはどうするのですか。

北側に隣接する市道から進入します。幅員は約 2 m です。

軽四なら入れそうですね。わかりました。

ほかに質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 75 号番号 99 及び番号 100 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 101 及び議案第 76 号「現況証明願いについて」番号 26 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

議案第 75 号番号 101 及び議案第 76 号「現況証明願いについて」番号 26 について議案書をもとに一括して説明いたします。

はじめに、54 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する 10ha 未満の第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 55 ページ、土地利用図は 56 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満

	たしていると考えられます。 次に 68 ページをご覧ください。 申請地は、10ha 未満の第 2 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 69 ページをご覧ください。 本件は、申請地に父親が、昭和 39 年に納屋、昭和 61 年に倉庫を建築した土地であり、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。
議長 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、北側と西側が田、南側が宅地、東側が道路です。 申請地の状況は耕作中の田でした。 雨水処理に関しては自然流下で農業用排水路に排水します。 汚水に関しては集落排水で処理します。 埋立法面の処理は土羽となっています。 申請地への進入路の位置は図面西側で、幅員は 4m です。 境界に関しては、測量杭で確認しています。 続きまして現況確認のほうについての説明をさせていただきます。 申請地は、申請者の父が昭和 39 年と昭和 60 年頃に納屋と倉庫を建てたものが、そのままになっています。 周辺の状況は、西側が宅地で北側が田、西側と南側が道路になっていました。 申請地の状況は、納屋と倉庫が建っていました。 申請地への進入路は図面南側の宅地からです。 以上の事から農地性は無く、非農地であると思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 75 号番号 101 及び議案第 76 号「現況証明願いについて」番号 26 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
局長	次に番号 102 について事務局の説明を求めます。 議案第 75 号番号 102 について議案書をもとに説明いたします。 59 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■へ約 ■■■ k m に位置する都市計画法に定められ

	た用途地域内の第3種農地です。 申請内容は下表のとおりです。公図は60ページ、土地利用図は61ページをご覧ください。 本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 2番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、北側と西側が宅地、東側が田、南側が野菜を耕作中の畑と道路でした。 申請地の状況は、畑で果樹耕作中でした。 雨水処理に関しては自然流下で道路側溝へ排水します。 汚水に関しては、公共下水で処理します。 埋立は行いません。 申請地への進入路の位置は、図面南側です。 境界については境界杭と既設構造物で確認できています。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで現地調査報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第75号番号102に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に議案第76号「現況証明願いについて」を上程します。事務局の説明を求めます。
局長	今月の「現況証明願い」は3件です。番号26の1件は採決が済んでいますので省略します。 議案第76号番号25について、議案書をもとに説明いたします。 66ページをご覧ください。 申請地は■■■■から■■■■へ■■■■kmに位置する第2種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は67ページをご覧ください。 本件は、平成8年に申請地の一部を市道として売却した際、自宅への進入路として造成したものです。 今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。
議長 2番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。

	申請地は平成 8 年に一部を山陽小野田市の市道として売却し、残りを造成して自宅への進入路として使用していたようです。 周辺の状況は、南側が道路で西側が宅地と畑、北側と東側が宅地となっていました。 申請地の状況は進入路と庭でした。 進入路は図面南側です。 以上の事から農地性はないと判断しました。 これで現地報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 76 号番号 25 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 27 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 76 号番号 27 について、議案書をもとに説明いたします。 70 ページをご覧ください。 申請地は■■■■から■■へ■■■k mに位置する第 2 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 71 ページをご覧ください。 本件は、平成 4 年頃、国道歩道新設及び町道拡幅工事に伴い、所有していた駐車場の代替地として耕作放棄地であった申請地を取得し、そのまま駐車場として整備したものです。
議長 2 番	今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。 次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 申請地は平成 4 年から町道拡幅工事の買収地と交換で取得し、土地が駐車場だったので、駐車場として利用していたそうです。
議長	周辺の状況は、北側が旧国道 2 号線、東側が雑種地、西側が通路、南側が田となっていました。 申請地の状況はバラスが撒かれており、駐車場となっていました。 進入路の位置は北側の旧国道 ■■号線からです。 以上の事から農地性はないと判断しました。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 76 号番号 27 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 28 号「水田埋立畑地造成事前申出について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の水田埋立畑地造成事前申出は 1 件です。

報告第 28 号番号 2 について議案書をもとに説明いたします。

73 ページをご覧ください。

申出地は、[] から [] へ約 [] k m の第 1 種農地です。

申出の内容は下表のとおりです。

公図は 74 ページ、土地利用図は 75 ページをご覧ください。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2 番 周辺の状況は、南側が通路、東側、西側及び北側は田となっていました。

申請地の状況は一部土砂が入っている休耕田でした。

雨水処理に関しては、自然流下で農業用排水路に排水します。

埋立法面の処理は、土羽です。

申請地への進入路の位置は図面南側で、幅員は 2m です。

境界に関しては畦畔等で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、この辺りはだいぶ低い土地と思われますが、かなり埋めないといけないのではないのでしょうか。

局長 申請書によると約 2m 埋め立てとのことですが。

議長 埋立に用いる土砂はどこから持ってくるか決まっているのですか。

局長 決まっております。

議長 分かりました。

他に質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 28 号番号 2 は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 77 号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 77 ページから 79 ページまでをご覧ください。

議案第 77 号「農用地利用集積計画」について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 115 番から 121 番までで、合計で 7 件、15 筆、16,181 m²で

	ございます。 ご審議をお願いします。
議長	質問はありませんか 無いようでしたら採決に入ります。 賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により、議案第 77 号は原案どおり決定することとします。 次に議案第 78 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」を上程します。
局長	事務局の説明を求めます。 81 ページをご覧ください。 議案第 78 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」について議案書をもとに説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 53 で、1 件、4 筆、3,919 m²でございます。
議長	ご審議をお願いします。 本件についてご異議はございませんか。 異議なしと認めます。
局長	以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。 次回の現地調査は、12 月 5 日(木)9 時から、辻村委員、藤田委員でお願いします。
議長	第 18 回総会は、12 月 13 日(金)13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室です。 以上をもちまして第 17 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。 (起立、礼) お疲れ様でした。

午後 3 時 3 0 分 閉会

令和 6 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

6 番委員

議事録署名委員

7 番委員
